平成２２年（フ）第１３７４号
福岡県大野城市牛頸４丁目11番31－１号
シャトーグレイスＡ棟102号
債務者　塩村　理絵（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３９４号
福岡市早良区野芥８丁目３番20－３号
債務者　小池　裕子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４２８号
福岡市東区箱崎４丁目35番３―202号
債務者　田中　優司
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４４５号
福岡市東区下原４丁目７番33―103号
債務者　長澤　　彩
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４６８号
福岡市中央区長浜２丁目４番506号
債務者　安田　夕子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５１２号
福岡県太宰府市国分１丁目６番16号メゾンタハラ102号
債務者　森　　茂治
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５１３号
福岡県太宰府市国分５丁目４番31号萩尾コーポＡ号
債務者　森　　京子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５２１号
福岡県朝倉市杷木志波4898番地６
債務者　中本佳代子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５７９号
福岡市東区筥松新町６番12―105号
債務者　深川　健一
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５９４号
福岡県筑紫野市大字原139番地５
債務者　大浦　禾積
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５９５号
福岡県古賀市中央２丁目11番22号
債務者　緒方美代子（旧姓福嶋）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６２７号
福岡市城南区神松寺１丁目16番４号
債務者　落合　絹代（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６２８号
福岡市中央区平尾２丁目11番11―802号
債務者　小野　祐子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６３６号
福岡県春日市光町２丁目113番地
債務者　三浦　吉辰
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６４９号
福岡市東区若宮２丁目６番40号
債務者　住吉　幸枝
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６５０号
福岡市早良区星の原団地29番403号
債務者　江口　義満
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６５２号
福岡市博多区青木１丁目５番46―404号
債務者　木谷美知子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５７０３号
大阪市東成区中本３丁目４番３号
債務者　徳川裕介こと　姜　　裕介
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部